

## 《審判請求費用の助成を申請される方へ》

町田市に住民登録がある方、または保険者等のいずれかが町田市の方のうち、家庭裁判所に成年後見制度の利用開始の審判請求を行い審判が確定した方で、一定の要件に該当する場合は、町田市の成年後見制度利用支援事業による助成が受けられます。

※市長申立および任意後見による案件は当助成の対象外です。

### 1 助成の対象となる方

以下のいずれかの要件に該当する方が対象となります。

#### 【助成対象となる要件】

- 申請者（本人）および申立人、または、本人申立の場合は申請者（本人）および申請者（本人）と生計を一にする世帯員が以下のいずれかの要件に該当する方
  - （1）生活保護を受給している方
  - （2）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方
  - （3）その他市長が認める方

※「市長が認める方」とは、家庭裁判所への初回報告時点において、市都民税非課税世帯かつ、居住する家屋その他日常生活に必要な資産以外に利用し得る資産（預金額 120,000 円以上等）を所有していない方です。

※市長申立の案件および任意後見制度利用は助成の対象外です。

### 2 助成対象となる経費について

後見開始、保佐開始、補助開始の審判請求に要した以下の費用です。

#### 【対象となる経費】

- 申立手数料（収入印紙購入代）
- 登記手数料（収入印紙購入代）
- 診断書の取得費用
- 鑑定費用（裁判所が鑑定を実施した場合のみ）
- 郵送費（切手代）

※郵送費は申立ての際に同封する切手の代金です。それ以外の切手（裁判所への書類送付費用等）は助成対象外です。

※申立に必要な戸籍謄本や登記されていないことの証明書等の取得費用は助成対象外です。

### 3 申請期間

2019年5月15日（水）から2020年3月31日（火）まで

※申請は、審判の確定日から起算して3ヶ月以内に行ってください。

※初回報告に時間がかかる等で、3ヶ月以内の申請が難しい場合は別途ご相談ください。

※予算に達し次第、受付終了となります。

### 4 申請に必要な書類

#### 【申請者の方全員にご提出いただく書類について】

- ①後見開始等審判請求事業助成金交付申請書（第1号様式）
- ②成年後見開始等審判請求事業助成金交付申請に係る申告書
- ③登記事項証明書の原本（紙形式）の1点確認  
または、審判書の謄本と審判の確定証明書の2点確認
- ④初回報告時に家裁に提出した財産目録およびそれにかかる資料（預金通帳の写し等）
- ⑤初回報告時に家裁に提出した年間収支予定表
- ⑥支出証拠書類（領収書、郵便局で発行されたレシート、保管金受領書等）

収入印紙（申立手数料）の購入代金	郵便局等で発行される領収書（レシート）
収入印紙（登記手数料）の購入代金	郵便局等で発行される領収書（レシート）
郵券（申立ての際同封する分）の購入代金	郵便局等で発行される領収書（レシート） および 家庭裁判所が発行する使用切手額の通知文書の写し
鑑定費用	鑑定費用を予納した際の受領証書の写し
診断書の取得費用	医療関係機関の領収書

【上記以外にご提出いただく書類について】次ページのフロー図を参考にご用意ください。

#### ア 生活保護を受給している方

➔①保護受給証明書の原本

（申請日時時点で生活保護を受給していることが確認できるもの。生活援護課で無料発行できます）

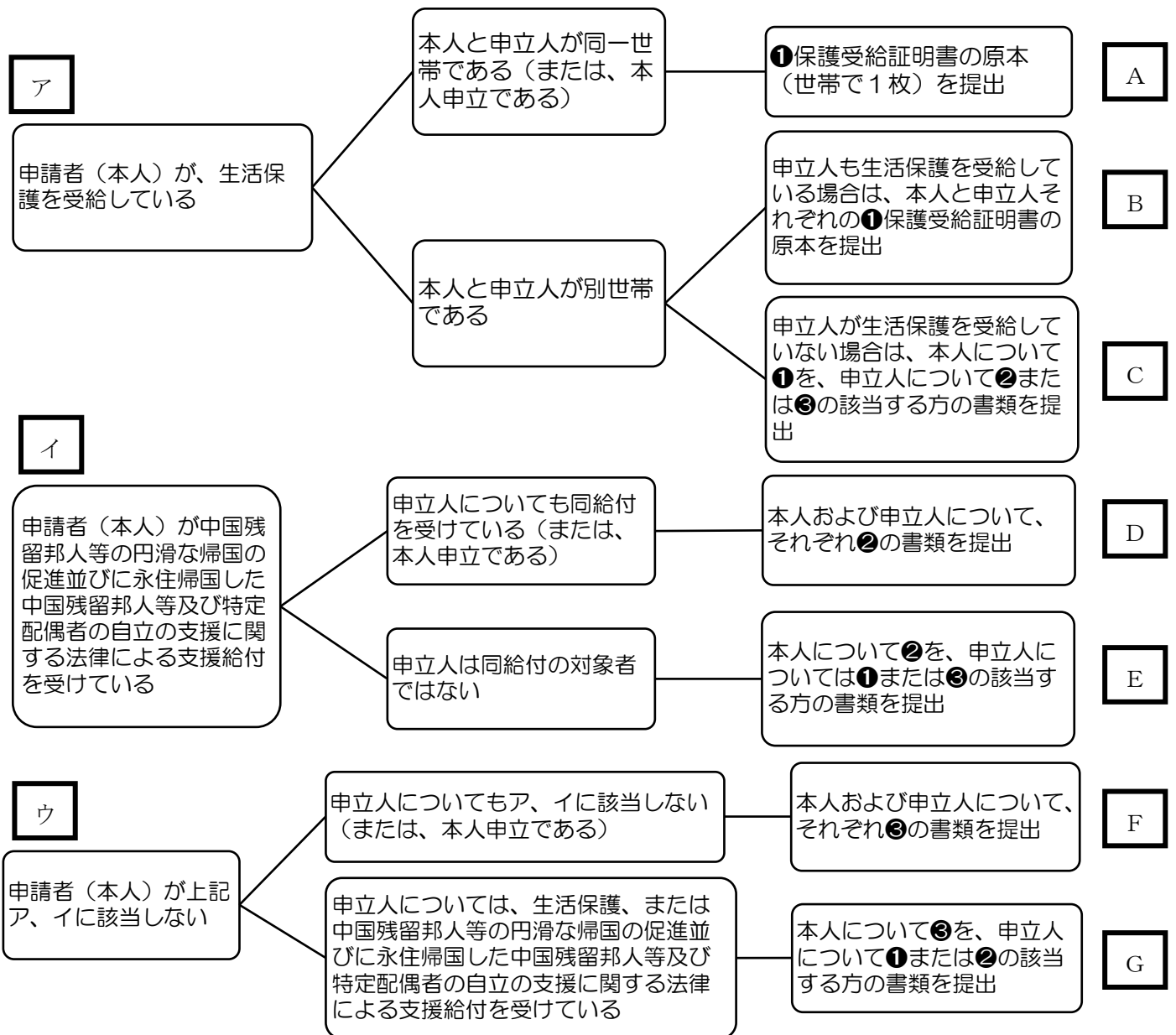
#### イ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている方

➔②本人確認証の写し

#### ウ その他市長が認める方

➔③市都民税非課税証明書または非課税であることが確認できる公的機関が発行した書類（写しも可）、預貯金額が確認できるもの（預金通帳等の写し）、  
収入金額が確認できるもの（年金証書・源泉徴収票・給与明細等の写し）

申請時にご提出頂く書類（申請者の方に応じたご提出いただく書類）についてのフロー図



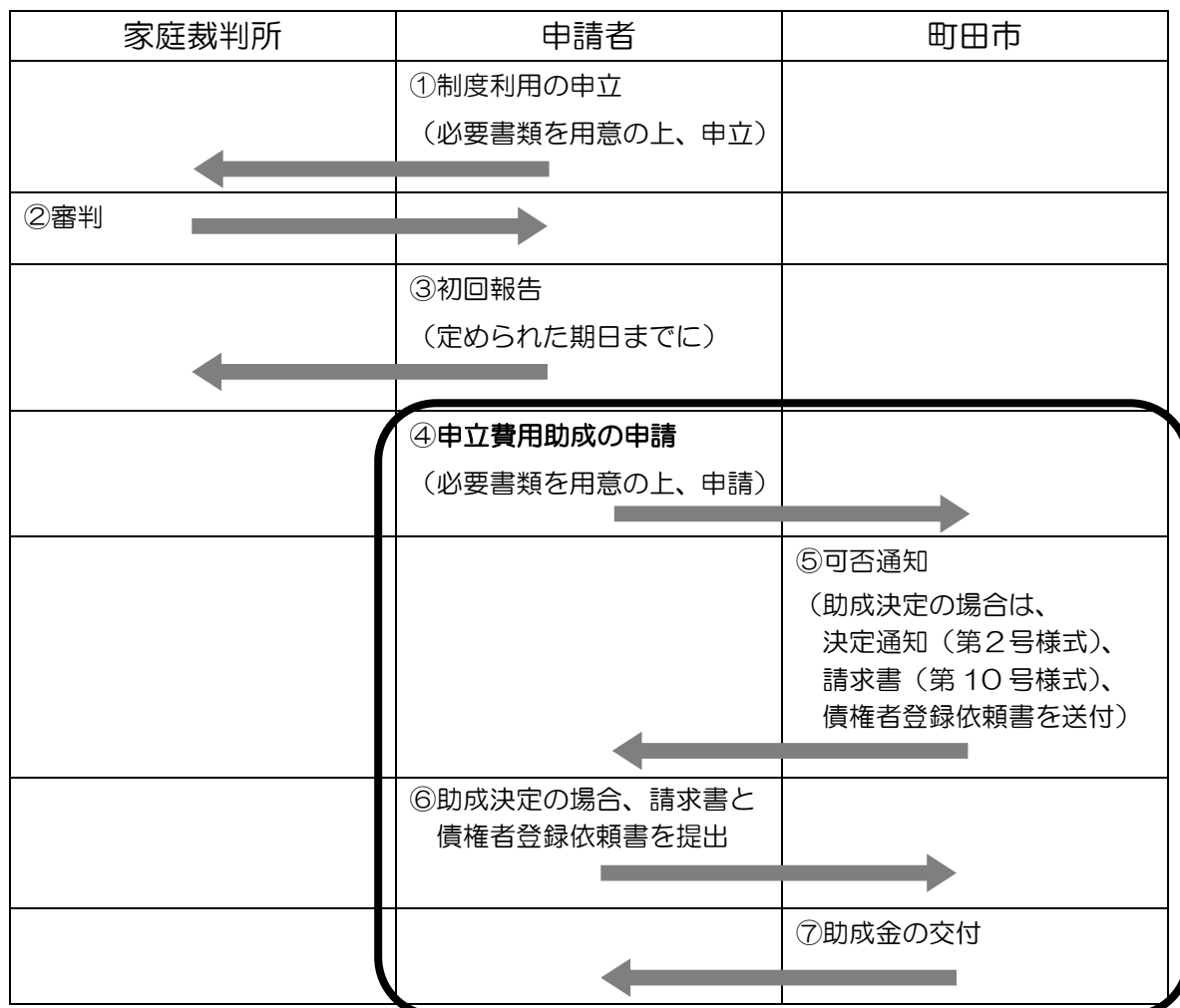
※上記「申請者（本人）」、「本人」は審判の対象者（被後見人等）を指します。

## 5 審査・交付（不交付）決定及び助成金の交付について

- (1) 申込後、市で内容を審査の上、助成の可否を申請者に通知します。  
代理人欄に記載のある場合は、代理人に通知いたします。
- (2) 交付が決定された場合：交付決定通知書（第2号様式）等が届きましたら、  
交付請求書（第10号様式）と債権者登録依頼書を提出してください。  
ご登録いただいた口座に助成金を振り込みます。

※助成が決定された方へのお願い※

- ・給付金は、口座振込みでお支払いいたします。
- ・振込先口座は、申請者本人（被後見人等）の口座又は「〇〇〇後見人△△△」等の後見人等の管理下に置かれたことが明示された口座とします。
- ・交付決定の場合、債権者登録依頼書をご提出いただきます。



## 6 問い合わせ先

〒194-8520 東京都町田市森野 2-2-22

町田市地域福祉部福祉総務課事業係

電話 042-724-2537 FAX 050-3101-0928